

# 岐阜セントフィールドカントリー倶楽部 会則

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本倶楽部は、岐阜セントフィールドカントリー倶楽部(以下、「倶楽部」という)と称する。

### 第2条(目的)

倶楽部は、株式会社セントフィールドカントリー倶楽部(以下、「会社」という)が、岐阜県関市神野字宮後 3496 に所有するゴルフ場およびその他付帯設備(以下、「ゴルフ場施設」という)を利用し、ゴルフおよびゴルフ場を利用するスポーツやイベントの普及・発展に努めるとともに、会員相互の親睦と健康増進を図ることを目的とする。

### 第3条(施設管理と経営)

ゴルフ場施設の管理と経営の一切は会社が行い、倶楽部運営における経費はすべて会社の負担とし、倶楽部収入の一切は会社の収入とする。

### 第4条(業務委託)

会社は、倶楽部運営における業務を、他社に委託できるものとする。

### 第5条(事務所)

倶楽部および会社事務所は、倶楽部内に置く。

## 第2章 会員

### 第6条(会員種別と要件)

倶楽部会員は、次の通りとする。

#### 1. 株主正会員

株主は、所有する会社の株式 1 株につき 1 名を正会員として登録することができる。

##### (1) 個人正会員

会社の株式を所有する個人で、倶楽部に入会申込書を提出した者のうち、理事会の入会承認を得た者。

##### (2) 法人正会員

会社の株式を所有する企業・団体が登録者として指名した者で、倶楽部に入会申込書を提出した者のうち、理事会の入会承認を得た者。尚、登録者は、企業・団体に所属・在籍する者およびそれらに準ずる者に限る。

#### 2. 平日特別会員

倶楽部に入会申込書を提出した者のうち、理事会の入会承認を得た者。

##### (1) SSC 特別会員 ※女性および 60 歳以上の男性

##### (2) 金曜倶楽部会員 ※女性のみ

### 第7条(会員の権利)

#### 1. 株主正会員

倶楽部が定める営業日(営業時間内)に、倶楽部が定める諸規則等に基づきゴルフ場施設を優先的に利用できる。また、ゴルフ場施設の利用に関し、予約・料金・その他において倶楽部が定める優遇を受けられる。

#### 2. 平日特別会員

倶楽部が定める平日営業日(営業時間内)に、倶楽部が定める諸規則等に基づきゴルフ場施設を優先的に利用できる。また、ゴルフ場施設の利用に関し、予約・料金・その他において倶楽部が定める優遇を受けられる。

#### 3. 会員は、倶楽部が開催する競技会等に参加できる。

#### 4. 会社は理事会と協議の上、倶楽部または倶楽部が加盟する団体が主催する競技会の開催その他必要やむを得ないと認めた場合に限り、施設の利用を制限することができる。

#### 5. 本条各項で定める会員の権利は、会社と理事会の協議の上、変更または制限が加えられることがある。

### 第8条(入会)

#### 1. 倶楽部に入会する者は、倶楽部に入会申込書を提出し、理事会の入会承認を得て、倶楽部が定める名義変更料を納付しなければならない。

#### 2. 入会に係る料金の完納日をもって当該入会者の会員資格取得日とする。

#### 3. 倶楽部が受領した名義変更料には利息および配当金はつかず、理由の如何を問わず返還しないものとする。

## 第9条(会員の義務)

- 株主正会員は、俱楽部が定める年会費その他諸料金を遅滞なく納めるものとする。
- 年会費の起算は1月と7月とし、それぞれ6か月分を前納する。尚、年度途中で入会した場合は、月割一括納付とする。また、納入方法は預金口座振替を原則とし、年度途中で会員資格を喪失しても返還されないものとする。
- 平日特別会員の年会費は、俱楽部が定める方法により納めるものとする。
- 会員は、ゴルフ場施設を利用した場合、俱楽部が定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
- 会員は、氏名・住所・勤務先・連絡先等の届出事項に変更があった場合、その都度、遅滞なく俱楽部が定める所定の変更手続を行うものとする。
- 会員は、名義を第三者へ貸与できないものとする。
- 会員は、本会則その他俱楽部の諸規則を遵守するものとする。また、俱楽部の秩序を乱し、または名誉を毀損する行為は行わないものとする。
- 会社の株式を所有する法人は、法人正会員として登録した者の行為および諸支払等につき、連帶して責任を負うものとする。
- 会員は、同伴または紹介したゲストの行為および諸支払等につき、連帶して責任を負うものとする。
- 会員は、俱楽部の決定事項に従うものとする。

## 第10条(会員資格の喪失)

会員が次の各項の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 退会 第14条に記載のとおり。
- 除名 第11条に該当する場合。
- 死亡 所定の手続をもって速やかに会社に届出なければならない。
- 譲渡 会員がその権利を他に譲渡し、名義書換した場合。
- 法人正会員で、その法人が解散した場合(合併は除く)。

## 第11条(会員資格の停止、退会勧告、除名)

会員が次の各項の一つに該当するとき、理事会は会社の承認を得て、会員の資格を一時停止し、退会勧告または除名処分を行うことができる。但し、除名する場合、理事会は会員に対して弁明する機会を与えることとする。

- 本会則または俱楽部の諸規定に違反したとき。
- 俱楽部または会社の名誉および信用を傷つけ、または秩序を乱したとき。
- 会社社員に対して各種ハラスメント行為を行ったとき。
- ゴルフ場施設を故意に毀損したとき。
- 年会費または諸料金の支払を滞納し、催告に応じないとき。
- 株券所有者が破産したとき。
- その他、前各項に定める処分を再度受けたとき。
- 他のゴルフ場において処分を受けたとき。
- その他、会社が理事会と協議をして会員として不適当と認めたとき。

## 第12条(法人正会員の登録者変更)

- 法人正会員は、俱楽部に登録者変更届を提出し、理事会の承認を得て、登録者を変更することができる。
- 前項の承認を得た法人正会員は、俱楽部が定める名義変更料を納付しなければならない。
- 名義変更料の完納日をもって当該登録者の資格取得日とし、登録者を変更する。

## 第13条(会員資格の一時休止)

- 会員が会員資格の一時休止を希望する場合、俱楽部に会員資格の一時休止申請届を提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、理事会より承認された場合、一時休止期間の年会費を免除する。
- 会員資格の一時休止を撤回し会員資格の復帰を希望する場合、俱楽部に会員資格の一時休止解除申請届を提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、理事会より承認された場合、第9条・第2項の定めによる年会費を会社に支払い会員資格を復帰することができる。

## 第14条(会員登録の解除)

会員登録を解除する場合、俱楽部に会員登録解除申請届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

## 第15条(権利の譲渡)

- 株主正会員は、所定の手続に従い、株券(会員の権利)を第三者に譲渡することができる。尚、平日特別会員は、第三者に権利の譲渡をすることができない。

2. 株券を譲り受けようとする者は、所定の手続きに従い、会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た譲受人で俱楽部に入会をする者は、第8条記載の手続きを行わなければならない。
4. 譲受人は、前項の手続を完了するまでは、会社および理事会に対し、権利の譲受を主張することができない。
5. 譲受人は、本会則の定めに基づく譲受人の権利義務の全てを承継する。
6. 会社は理事会と協議の上、権利の譲渡による名義書換を一定期間停止することができる。

## 第16条(権利の相続)

1. 個人正会員において相続が開始された場合、相続人は被相続人の権利を承継することができる。尚、平日特別会員は、権利を相続することができない。
2. 株券の相続人は、所定の手続きを行い、会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た相続人で俱楽部に入会をする者は、第8条記載の手続きを行わなければならない。
4. 相続人は、前項の手続を完了するまでは、会社および理事会に対し、会員の権利の相続を主張することはできない。
5. 相続人は、本会則の定めに基づく被相続人たる会員の権利義務の全てを承継する。
6. 相続人は、権利の相続を望まない場合、または本条・第2項の承認が得られない場合、第15条の規定に基づき権利を第三者に譲渡することができる。この場合、相続手続開始の時、被相続人から相続人への譲渡がなされたものとする。
7. 相続人が本条・第2項および第3項の手続を行わない場合、または本条・第2項の承認が得られない場合で前項の譲渡を行わないときは、第7条に定める権利は消滅する。但し、相続人は、会員であった被相続人の権利消滅の日までの未払金等の支払義務を負うものとする。

## 第17条(個人情報の取扱)

1. 会社および理事会は、会員の個人情報を利用目的において定めた範囲内で使用するものとする。
2. 株主正会員が所有する株券を第三者へ譲渡する場合、名義変更契約代行者から当該会員の個人情報について会社に問い合わせがあった場合、会社は当該会員の個人情報を当該名義変更契約代行者に開示することができるものとする。
3. あらかじめ会社と秘密保持契約を締結した業務委託先には、取得した個人情報の取扱の全部または一部を委託することができるものとする。
4. 会社および俱楽部が提供する商品販売や会員サービスの提供に係る契約および会社の取引先との契約締結、履行、管理に利用する場合、事業活動上必要な範囲内において、個人情報を開示・共有することができる。

## 第18条(暴力団追放)

1. 俱楽部は、次の各号に該当する者の入会およびゴルフ場施設の利用を断る。尚、ゴルフ場施設利用契約成立後または利用開始後に判明した場合、ゴルフ場施設の利用を断る。
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
  - ② 暴力団関係企業、関係団体
  - ③ 反社会的団体に関する者
  - ④ 暴力的不法行為、公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められた者
  - ⑤ 前号に該当する団体・個人を紹介した者およびゴルフ場施設を利用させた者

## 第3章 役員・理事会・委員会

### 第19条(役員)

俱楽部に次の役員を置く。

理事長 1名

理事 若干名

理事長が必要と認めた場合は、その他の役員を置くことができる。

### 第20条(役員の要件と選任)

1. 役員は、株主正会員でなければならない。
2. 役員はすべて名誉職とし会社が選任し委嘱する。その任期は2年とし再任を妨げない。
3. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

### 第21条(理事会)

理事は理事会を組織する。

1. 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。理事長が出席不可能な場合は、理事長が指名した理事に職務を委任することができる。

2. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
3. 理事会の決議は、出席理事の過半数で決する。尚、可否同数の場合は議長がこれを決する。
4. 理事は、理事会の決議に基づき、必要な事務を行う。
5. 理事会で定める規則・通知等は会社の承認を得て施行される。
6. 理事会は、次の事項を掌る。
  - ① 俱乐部運営に関する諸規則の制定および改廃
  - ② 俱乐部運営に関する会社への必要な助言および勧告
  - ③ 運営委員会への出席および委員に関する事項
  - ④ 会員の入会・退会等の承認

#### **第 22 条(運営委員会設置および委員の選任)**

1. 理事会の運営を補助し俱乐部の運営を円滑にするため、運営委員会(以下「委員会」という。)を設ける。
2. 委員長、副委員長および委員は、理事会により選任し委嘱する。また、必要に応じて委員会内に専門部会を置くことができる。
3. 委員の任期は 2 年とし、重任・再任を防げない。
4. 補欠または増員により選任された委員の任期は、他の委員の残存期間と同一とする。

#### **第 23 条(委員会)**

1. 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
2. 委員会の決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。
3. 委員会の決議事項は、理事会および会社の承認を得て効力を生ずるものとする。
4. 委員会は、以下のことを掌る
  - ① 俱乐部運営に関する諸規則の制定に関する事項
  - ② 俱乐部運営に関する理事会への必要な提言・勧告

#### **第 24 条(事務局)**

1. 理事会および委員会の事務局は俱乐部内に置く。
2. 事務局は、理事会および委員会の招集に関する事務を所管し、また、各会議の議事録を作成し管理する。

### **第 4 章 附則**

#### **第 25 条(事業年度)**

俱乐部の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

#### **第 26 条(会則の改正)**

本会則の改正は会社の承認を得て理事会がこれを定める。

#### **第 27 条**

本会則に規定なき事項ならびに運営上必要な事項は、会社と理事会が協議の上、決定する。

#### **第 28 条**

2003 年 4 月 1 日 制定  
2023 年 4 月 1 日 改正  
2025 年 7 月 1 日 改正  
2025 年 12 月 1 日 改正